

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

住宅修理サービスの 「保険が使える」にご用心!

近年、自然災害が多く発生しており、「保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようにサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブルが増えています。これらは多くの場合、加入損害保険で補償されますが、問題のあるリフォーム業者や申請サポート業者と契約してしまうと、高額な手数料を請求されたり、保険金の不正請求に加担させられたりするなどのトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。



【注意点】

- ▼「被害診断から保険金請求まで全てお任せください」「全て保険金で修理できます」などの甘い言葉には注意が必要です
- ▼保険金の請求については、まずは、保険会社や代理店に連絡しましょう
- ▼保険金の支払い額は、台風や水害、大雪、地震による自然災害など、保険の目的が定められており、経年劣化や錆などによる損害は対象となりません
- ▼うその理由で保険金を請求すると、場合によっては詐欺罪に問われる可能性があります

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝11月10日⑧13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。